

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

茨城県酪農業協同組合連合会

当会では、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行を受けて、令和2年10月1日から、当会が販売等で譲り渡す全ての和牛精液及び和牛受精卵について、次の定型約款(※)に基づき対応することをお知らせします。

(※:民法第2章第1節第5款に規定する「定型約款」(令和2年4月1日から施行)に該当するものとなります。)

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、茨城県酪農業協同組合連合会(以下「当会」といいます。)が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵(以下「本和牛遺伝資源」といいます。)の利用条件を定めるものです。

本和牛遺伝資源を当会から譲り受ける皆さま(以下「譲渡者」といいます。)には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

第1条(適用)

本約款は、譲渡者と当会との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させていただきます。

当会が本和牛遺伝資源等の譲渡をする場合、この約款に同意した譲渡者に譲渡させていただきます。

第2条(禁止事項)

譲渡者は、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはけません。

1. 家畜改良増殖法などの関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良目的以外で利用する行為

2 前項(2)及び(3)に規定する日本国外への利用禁止を示すため、本和牛遺伝資源を収めた容器に「(R)」の表示(国外への持ち出しの制限を表す略称)を付します。

譲渡者は、当該「(R)」表示を除去又は抹消してはけません。

第3条(第三者への譲渡)

譲渡者は、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければなりません。

第4条(規約の変更)

当会は、必要と判断した場合には、譲渡者に通知することなく本規約を変更することができるものとする。